

第29回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 平成30年9月5日(水)午後3時00分
- 2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室
- 3 定数及び出席委員数 定員16名 現員16名
- 4 出席委員 15名
 - 1番 保坂正雄
 - 2番 石渡正明
 - 3番 切替三夫
 - 4番 奥野元好
 - 5番 地引正和
 - 6番 注連野千佳代
 - 7番 有原敏夫
 - 9番 渡邊美代子
 - 10番 露崎春雄
 - 11番 山口武夫
 - 12番 中川喜一郎
 - 13番 小泉勝彦
 - 14番 山口勝久
 - 15番 関根芳夫
 - 16番 石塚康夫
- 5 欠席委員 1名
 - 8番 若林 豊
- 6 農林振興課職員 1名
三沢主査
- 7 出席事務局職員 4名
伊藤事務局長 齊藤主幹 高品主査 石井主査

◎開 会

平成30年9月5日午後3時00分 開会

○事務局長（伊藤恵一君） それでは、皆様、本日は大変お疲れさまでございます。

始めに、会長からご挨拶をいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 皆さん、こんにちは。ことしは台風の当たり年みたいで、8月からこの9月にかけて9つですか、きのう、おとついの台風、もう少しこっちのほうに影響があるかなと思ったら、影響もないままに、きょうは風が強いだけで雨も風も大したことはなく、大変よかったと思います。きょうちょうど9月ですので、あと半年になります。我々来年の3月で任期ということでございます。皆さんの地区でおのこの次の農業委員は誰にするとか、本来であれば皆さんに残っていただければ一番幸いかなと思っているのですけれども、その地区によっていろいろな事情があると思います。きょうもよろしくどうぞお願いいたします。

○事務局長（伊藤恵一君） ありがとうございます。

それでは、議事に入りたいと思います。総会の議事につきましては、袖ヶ浦市農業委員会会議規則第4条第1項の規定によりまして、会長が行うこととなっておりますので、会長よろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） ただいまより第29回農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は16名中15名出席でございますので、会議は成立しております。

次に、欠席委員の報告を申し上げます。8番、若林豊委員でございます。

◎議事録署名委員の指名

○議長（地引正和君） 次に、日程第1、議事録署名人の指名を行います。

15番、関根芳夫委員、16番、石塚康夫委員を指名いたします。よろしくお願いいたします。

◎議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第1号の1について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号1についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年8月21日付で申請書の提出がありました。申請内容は、蔵波在住の個人が市原市在住の個人から売買により農地の所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、市外に居住し、管理が困難なことから売却の申し出をしたとのこと。譲り受け人は、対象地が自作地に近く、耕作上便利であることから、売却の申し出を受けるとのことです。

総会資料1ページの位置図をごらんください。場所は、蔵波字鎌倉街道です。現地を確認したところ、現地は畑で耕されており、耕作ができる状況でした。

総会資料2ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、農用車と耕運機を所有しています。このことから、耕作に必要な機械はおおむねそろっているものと思われま

す。農作業常時従事日数につきましては、世帯で250日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。また、後継者がいないため、農業系技能実習監理組合である千葉国際友好組合に加入し、外国人の技能実習生2人を雇用して労働力を確保しているとのことです。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が173アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、蔵波地区で耕作をしているため、今後も地域の基準に従って耕作していくとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

4番、奥野元好委員。

○4番（奥野元好君） 4番、奥野です。このことにつきまして、7月ごろ、農業委員会より農地を売りたいという人がおるということを聞き、誰かいないかと言われたので、農地を確認したところ、ちょうどそのすぐのところに母屋も自分の畑もあって、両サイドが自分の畑で、ここにある〇〇〇さんの土地がちょうどその中にあるということで〇〇〇さんに話したところ、快く引き受けてくれまして、今回の3条の許可申請ということになりました。それについて、改めて8月の26日10時に本人とともに現地確認を行い、先ほど事務局から説明あったようにきれいに耕されて、すぐにでも耕作できるような状態でした。

あと、農家要件に関しては、これとて事務局が言ってくれたとおりですので、問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願ひします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号の1については許可と決定いたします。

次に、議案第1号の2について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第1号の整理番号2についてご説明いたします。

議案の1ページをごらんください。本件は、平成30年8月17日付で申請書の提出がありました。申請内容は、上泉在住の個人が市原市在住の個人から売買により所有権を取得しようとする案件です。譲り渡し人は、市外の特別養護老人ホームに入居しており、農地の管理が困難なこと及び生活資金が必要なことから、売却の申し出をしたとのこと。譲り受け人は、申請地が自宅に近く、耕作上便利であることから、売却の申し出を受けるとのことです。

総会資料3ページの位置図をごらんください。場所は、上泉字大久保です。現地を確認したところ、現地は不作付地で、保全管理されている状況でした。

総会資料4ページをごらんください。所有農地及び耕作地に関する申告書を添付しております。

農地法第3条の許可基準についてですが、全部効率利用要件につきましては非耕作地はありません。

農機具等については、トラクターに田植機、コンバイン、もみすり乾燥機、農用車等を所有しています。このことから、耕作に必要な機械はそろっているものと思われます。

農作業常時従事日数につきましては、世帯で600日従事しており、基準の150日以上従事している要件を満たしております。

下限耕作面積要件につきましては、耕作している面積が157アールとなっており、50アール要件を満たしております。

地域との調和要件につきましては、もともと上泉地区で耕作しているため、今後も地域の基準に従って耕作していくとのこと。です。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、申請地担当地区委員及び権利者住所地担当委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

3番、切替三夫委員。

○3番（切替三夫君） 3番、切替です。報告します。

申請人と8月24日午前9時、現地及び自宅で落ち合いまして、自宅のすぐ脇が現地なのですけれども、事務局の説明のとおりであります。農家要件も問題ありませんので、問題ないと思いますので、

よろしくご審議のほどお願いします。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第1号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成者全員でございます。

よって、議案第1号の2については許可と決定いたします。

◎議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（地引正和君） 次に、議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号の1について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号1についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市内在住の個人が同じく市内在住の個人から農地1筆を買い取り、専用住宅及び駐車場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については、平成30年8月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料5ページの位置図をごらんください。申請地は、JR袖ヶ浦駅の北側約600メートル、奈良輪小学校の北西側約710メートルに位置し、市街化区域に近接する区域内にある農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料6ページをごらんください。今回の申請内容については、市の公共事業により譲り受け人の自宅等が道路用地として収用となったため、その代替地として計画されているものになります。

土地利用については総会資料7ページのとおりであり、木造平家建て1棟の専用住宅及び物置を建築し、自家用と〇〇〇用の駐車場スペースとして10台分を整備する計画となっております。

総会資料8ページに駐車場台数10台分についての算定根拠説明書を添付しておりまして、自家用駐車場3台のほかに譲り受け人が主催している〇〇〇用駐車場7台を確保する計画となっております。

なお、収用となった譲り受け人の従前の土地については、同じく10台程度の駐車スペースが存在しておりました。

総会資料7ページにお戻りいただきまして、県の農地転用事務指針においては、一般専用住宅のための転用については上限がおおむね500平方メートルとなっておりますが、公共事業の代替地の場合は効率的な土地利用計画のものに限り従前地の面積を限度として許可できるものとされております。

なお、この取り扱いについてはさきに君津農業事務所に相談しており、共通理解しているところがあります。

排水関連については、汚水雑排水は合併浄化槽にて処理し、雨水とともに申請地東側に位置する法定外水路の既設側溝に接続し、放流する計画となっております。また、申請地の一部が隣接地の通路として既に一体利用されておりますが、これは譲り渡し人が農地法を知らずに許可を得ずに行ってしまったということで、その旨の始末書が提出されております。

所要資金については、収用となる土地売買代金及び既存家屋の損失補償金により賄う計画となっております。

総会資料9ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、私が担当地区委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

8月29日10時から小泉委員と2人で代理人の方、そしてまた今言われましたように、皆さんご承知のように〇〇〇という〇〇〇と、それから〇〇〇をやっている人でございました。この土地は、今住んでいるところが道路になるということで、代替の土地だということでございますので、我々は何ら問題はないと思います。そして、その代替の土地も平らで非常にいい土地でございました。草も何もないようなところでございましたので、何も問題はないと思います。

以上でございます。

そしてまた、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した13番、小泉勝彦委員から補足説明があればお願いしたいと思います。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。特に何もございません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

どうぞ。

○14番（山口勝久君） 14番、山口です。先ほど事務局からの説明で、ちょっと私細かいところがわからなかったのですが、こういう場合に従前の面積を限度にという話があったと思うのですが、従前の面積というのはどのくらいなのか。

○議長（地引正和君） 事務局。

○事務局（石井和樹君） 事務局、石井です。従前地が1,020.67平方メートルとなっております。今回の申請地が1,011平方メートルですので、従前地を限度ということは満たしております。

以上です。

○議長（地引正和君） ほかに質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の1について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の1については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の2についてを議題といたします。

議案第2号の2について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号2についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内在住の所有者から農地1筆、998平方メートルを買い取り、資材置き場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成30年8月17日に申請書の提出がなされております。

総会資料10ページの位置図をごらんください。申請地は、袖ヶ浦駅の北側約400メートル、奈良輪小学校からは西側約700メートルに位置し、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

土地利用については総会資料11ページのとおりであり、土砂は搬入せず、事業地内を砕石等で舗装工事を行い、単管パイプや足場板等の資材を高さ1.2メートルで置く計画となっております。

安全面については、申請地の近隣には住宅等がありますので、周囲に合板を張りつけ、周辺地に被害を与えないよう工事を行い、また大型車両の運行に当たり、小学校の登下校の時間帯は避け、安全に配慮するとのことでした。

また、排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

資金計画については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料12ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

- 議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めますが、これも先ほどと同様に私が担当地区委員となりますので、この場より意見及び現地調査の報告をさせていただきます。

8月29日午前10時15分から小泉委員と2人でこの土地を買う法人の代表者と会いました。今事務局のほうから言われましたように、資材置き場ということで、いろんな面で、安全面も、それから水を使わないということで、雨水だけということでございますので、現場も平らな土地なので、全く問題はないと思います。

以上でございます。

本案件は、やはり複数委員案件のため、調査に同行した13番、小泉勝彦委員から補足説明があればお願いしたいと思います。

- 13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。特にございません。

- 議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

- 議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の2について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

- 議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の2については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の3についてを議題といたします。

議案第2号の3について、事務局の説明を求めます。

石井君。

- 事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号3についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市内の法人が市内在住の所有者から農地1筆を賃貸借し、一時的に資材置き場用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおり

りです。一時転用の期間としては、3年間の計画となっております。

申請地の地積についてですが、土地全体としては4,779平方メートルありますが、過去に2,068.21平方メートルが農地転用許可となり、宅地となっております。今回の申請では、宅地以外の残地部分2,710.79平方メートルのうち1,421.69平方メートルを転用したいとする案件となります。

なお、本件については平成30年8月20日に申請書の提出がなされております。

総会資料13ページの位置図をごらんください。申請地は、JR長浦駅の南西側約2キロメートル、蔵波中学校からは南西側約700メートルに位置し、市街化区域に近接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であることから、第2種農地と判断されます。

申請内容についてですが、譲り受け人及び譲り渡し人については、申請地近隣の農地において農地法を知らずに無断で資材置き場用地として転用していた経緯がありますが、今回の申請が許可となった場合には、速やかに当該地を農地復元するという事で、譲り渡し人及び譲り受け人の連名にて経緯書が提出されており、総会資料15ページに添付しております。

なお、この取り扱いについてはさきに君津農業事務所に相談をしており、共通理解しているところでありまして、今回の申請が許可となった場合には、当該地から速やかに資材を撤去し、農地に復元するという事になっております。

総会資料14ページをごらんください。土地利用については、事業地内に単管パイプや鋼板等の足場組み立て用の資材を置く計画となっております。

事業地については、畑地であることから、土砂は搬入せず、転圧と砕石の敷きならしのみを行うこととなっております。

安全面については、申請地の近隣には住宅、農地等がありますので、周囲にフラットパネルを設置し、周辺地に被害を与えないよう囲いをする計画となっております。また、工事中については、請負工事人に防災について遵守させ、施工後は車両等の出入りに特に注意するように徹底するとのことです。

排水関連については、雨水の自然排水のみではありますが、事業地全体を西側の市道側溝に向けて傾斜させることで自然に排水されない場合に備えるとのことです。

資金計画については、自己資金で賄う計画となっております。

総会資料16ページの農地復元誓約書をごらんください。今回の申請は一時転用となりますので、3年間の転用期間終了後はサツマイモを作付し、農地に復元することとなっております。

総会資料17ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどをよろしくお願ひいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

11番、山口武夫委員。

○11番（山口武夫君） 11番、山口です。8月の31日午前10時半に小泉さんと私と代理人の〇〇〇さん及び地主の〇〇〇さんと現地で会い、現地を確認しましたところ、現地はきれいに整地されており、また近くの家の方にも許可を得てあるそうです。排水関係につきましては、事務局の言われたとおり大丈夫だと思います。ご審議のほどひとつよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した13番、小泉勝彦委員から何か補足説明があればお願いしたいと思います。

○13番（小泉勝彦君） 13番、小泉です。特にございません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の3について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の3については許可相当と決定いたします。

次に、議案第2号の4についてを議題といたします。

議案第2号の4について、事務局の説明を求めます。

石井君。

○事務局（石井和樹君） 事務局の石井です。議案第2号の整理番号4についてご説明いたします。

議案2ページをごらんください。本件は、市外の法人が市内在住の所有者から農地1筆を買い取り、太陽光発電施設用地に転用したいとする案件であり、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりです。

なお、本件については平成30年8月21日に申請書の提出がなされております。

総会資料18ページの位置図をごらんください。申請地は、JR東横田駅の東側約3.5キロメートル、平岡小学校幽谷分校からは南東側約2.7キロメートルに位置し、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断されます。

総会資料19ページをごらんください。土地利用についてですが、架台を設置しながら太陽光パネルを全体で252枚設置します。

排水関連については、雨水の自然排水のみの計画となっております。

総会資料20ページに現地の写真を添付しております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、担当地区委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

15番、関根芳夫委員。

○15番（関根芳夫君） 15番の関根です。今事務局のほうから細かい説明がありました。8月24日、きょうみたいに風の非常に強い日、午後5時から切替委員と2人で現地に赴きまして、代理人の〇〇〇さん、そして地主の〇〇〇さん、4人で現地を確認しました。資料の20ページごらんのとおり、奥のほうがもう送電線があってダンプがとまっているけれども、残土で、その手前が太陽光パネル、ここは今破線の中が申請地で、その右側も太陽光の発電がありました。農地としてこのような状態で、左側もこのような状態で荒れているということで、とても1級農地として使えるような状況ではありません。それで、写っていませんが、あちこちに太陽光の設置がありまして、太陽光設置開発にはやむを得ないかなと思うところがございます。よろしくご理解とご協力をお願いします。よろしくどうぞお願いします。

○議長（地引正和君） 次に、本案件は複数委員案件のため、調査に同行した3番、切替三夫委員から補足説明があればお願いします。

○3番（切替三夫君） 補足することありません。

○議長（地引正和君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第2号の4について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号の4については許可相当と決定いたします。

◎議案第3号 平成30年度第6次農用地利用集積計画書（案）の承認について

○議長（地引正和君） 次に、議案第3号 平成30年度第6次農用地利用集積計画書（案）の承認についてを議題といたします。

議案第3号について、事務局の説明を求めます。

高品君。

○事務局（高品吉朗君） 事務局の高品です。議案第3号の平成30年度第6次農用地利用集積計画書（案）についてご説明いたします。

この平成30年度第6次農用地利用集積計画書（案）については、農地法第3条の第1項第7号に該当し、農地法の申請による許可ではなく、農業経営基盤強化促進法により農業委員会の審査及び決定を受けるために審議をしていただくものです。

それでは、農用地利用集積計画書（案）の4ページをごらんください。今回の申請は、利用権設定が1件で、農地中間管理事業による利用権設定が1件となっております。農業経営基盤強化促進法により利用権設定を受ける方の面積は6.6アールとなっております。

利用権設定の詳細内容につきましては、資料の1ページ記載のとおりとなっておりますので、説明は省略させていただきます。

次に、資料の7ページをごらんください。農業経営基盤強化促進法による所有権移転は1件で、面積は43.38アールとなっております。

所有権設定の詳細内容につきましては、5ページ記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

事務局からの説明は以上です。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第3号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号については原案のとおり可決されました。

◎議案第4号 平成30年度第6次農用地利用配分計画（案）に対する意見について

○議長（地引正和君） 次に、議案第4号 平成30年度第6次農用地利用配分計画（案）についてを議題といたします。

議案第4号については、農地中間管理事業による農用地利用集積でありますので、担当課である農林振興課から農用地利用配分計画（案）の説明を求めます。

農林振興課、三沢君。

○農林振興課主査（三沢徹君） 農林振興課の三沢です。よろしく申し上げます。それでは、議案第4号 平成30年度第6次農用地利用配分計画（案）についてご説明申し上げます。

本議案については、農地中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会を通して、農地を貸したい方と借りたい方のマッチングが成立した案件に関する計画（案）について、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、皆様のご意見を伺うものです。今回は、個別案件の配分計画（案）が1件となっております。

まず、資料の2ページをごらんください。農地の借り受け者は、市内の法人です。借り受ける農地は、飯富地先2筆となっております。先ほど議案第3号の中で説明のありました農用地利用集積計画書（案）整理番号30—8—1に記載している農地を千葉県園芸協会から借り受け者である市内の法人に貸し付けるものです。借り受けに係る双方の詳細な契約内容については、3ページ、4ページのとおりとなっております。5ページは、借り受け者の現状及び事業計画の情報となっております。

以上で配分計画（案）の説明を終わらせていただきます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長（地引正和君） 説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 質疑はないようですので、これにて質疑を終結いたします。

これより討論をお受けいたします。

討論はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 討論はないようですので、これにて討論を終結いたします。

採決をいたします。

議案第4号について、賛成の方は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○議長（地引正和君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（地引正和君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

齊藤君。

○事務局（齊藤秀夫君） 事務局、齊藤です。協議報告第1号についてご報告いたします。

議案3ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年7月1日から7月31日までで1件でございます。

続きまして、協議報告第2号についてご報告いたします。

議案4ページから9ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7号の規定に基づき局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。

なお、専決処理期間は、平成30年7月1日から7月31日までで19件でございます。

報告は以上でございます。

○議長（地引正和君） 報告は以上です。

◎その他

○議長（地引正和君） 次に、日程第4、その他に入ります。

委員の皆さんから何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 事務局から何かありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（地引正和君） 本日の日程は全て終了いたしました。

◎閉 会

○議長（地引正和君） これをもちまして第29回農業委員会総会を閉会いたします。

どうもお疲れさまでございました。

午後3時55分 閉会